時事新報

敎育の犧牲（昨日の續）

本論に付きフレデリック ハリソン氏の意見

本論に付き余が所述の要旨は試驗なる者は元來敎育を補助するが爲めに生じ次第ゝ其勢力を增して遂に敎育の主人たるに至りたりと云ふに在り今日の有樣を以て見れば敎育と試驗と恰も主從の關係を逆にして主人却て奴僕の地位に居るの姿あれども余は敢て試驗を以て無用ありとするにあらず又敎育の事は試驗を要せずして可ありと云ふにもあらず本來試驗は眞奴僕あり又惡主人あり世ゝ眞奴僕が惡主人に變じたる例の如く試驗も亦今は惡主人となりて敎育を虐使窮窘せしむるものなりと云はんと欲するのみ

抑も何を敎ゆ可きか、如何に敎ゆ可きか、又其結果如何あらんと適當に判斷するは主敎者に若くものある可らず試驗は其授業の結果如何を知る方法の一ゝして注意と節制と自由とを以て之を行へば其效著しきものなれども今日の實際ゝ於ては知らず識らずの間に成長して一の仕組をあし次第ゝ其範圍を廣めて一種の職業とあり遂に試驗掛と稱する專門家の一體を造出するに至りしが扨ゝの試驗掛の人々は概ね少壯にして經驗ゝ乏しく小學校の場合を除きては其學力さへも一般の敎師ゝ比し劣等の地位に在るものにて其職に就くや直に熟練經驗を氣取りて試驗に從事し自ら授業をなさずして敎師の敎ゆる所と學生の學ぶ所とを試むるものあるが故ゝ學生をして自然ゝ敎師の敎を忽せにして却て試驗掛の意に投ぜんとするの心を生ぜしむるより共勉强する所のものは敎科の本書にあらずして試驗の覺書とあり其硏究する所は學問の趣意ゝあらずして試驗及第の秘訣となれり是ゝ於てか又世上ゝ試驗豫備者ある一種の專門家を生じ其職業は敎授にあらず試驗にあらず唯ゝ學生をして試驗ゝ及第せしめんとするにありて之も亦速に發達して骨牌を弄し風琴を彈ずると同じく熟練なる一種の手術とあり而して其結果たる敎育社會に勝負の氣風を輸入し敎師は次第に試驗掛の爲ゝ支配せられ又ゝの豫備家の爲に驅逐せられ學問は恰も親ら授業の責に任せざる兩專門家の掌中に歸したるの姿とはなれり

余は曾て二三の大學校及び其他の諸學校に於て三十餘年間授業及び試驗ゝ從事せり固より專門の試驗掛ゝはあらざりしかども絕えず試驗の事ゝ關係して他の試驗掛の人々と事を共ゝしたれば其道に於て多少の經驗あきにあらず勿論今の試驗掛及び豫備家の人々は最も鋭敏ゝして氣力ゝ富み且つ純誠あるものなりと云ふ能はざるも彼等は多少の熟練と正直とを以て其事に從ふものあれば畢竟今日の弊は其人にあらず其仕組ゝあるものにして敎師、試驗掛、豫備家、生徒ともに互ゝ試驗の爲めゝ驅逐奔走する其有樣は恰も水車の絕えず廻轉するが如くなれども此試驗水車の働きは正味の米を餘所ゝして唯ゝ空ろの皮糠を磨ぐに過ぎざるのみ

余は敎育の事ゝ試驗を要せずと云ふものにあらず又徹頭徹尾、試驗に反對するものにあらず余の不平を訴ふる所は試驗の頻繁無限なる事、試驗術の次第に發達して一種人工の仕組と爲りたる事、試驗掛と云へる一種の職業を造出するゝ至りたる事、之に連れて試驗豫備家の職業出來したる事、試驗法の機械的とありたる事。及び授業法が試驗の從屬となるゝ至りし事等ゝ外あらずして之を約言すれば余は彼の單ゝ紙に印刷したる問題ゝ答ふる如き極めて簡易ゝして且つ低廉なる手段の次第に增長して爲めゝ眞實智識を硏究するの領地を侵すのみならず政府も亦公然ゝの手段を認めて以て敎育の目的とあすが如き擧動に對して不平なるのみ

余は本論に關して敢て小學校の事には論及せざる可し抑も小學なるものは法律强迫の下に在りて租稅に依て維持せられ政府又は公共に依て支配せられ就中その授業は全くの初步ゝ止まるものなれば其試驗の方法も他の高等敎育に應用すべからざる畫一の仕組を用ゆるも亦その理由なきにあらずして且つ小學の場合に於ては試驗掛の學力も明らゝ其敎師に優り平生の授業法も多少器械的なれば其試驗法も亦隨て器械的ならざるを得ず斯く云へばとて余は今の小學の試驗法を贊成する者ゝあらず唯ゝしゝ論出するゝとを欲せざるのみ又小學試驗の過重なるが爲め身體上に及ぼす所の結果もゝの論の趣旨ゝあらざるを以て余は單ゝ少あくとも生徒ゝ於ける精神壓迫の害の十分の九は課業勉强の爲めならずして全く試驗の爲めゝ起るものなるゝとを一言し其詳論は之を他日に讓る可し

抑も試驗は他の事物と同樣、其方法簡易ゝして時々隨意に之を施行するときは其利少あからずと雖も其仕組整頓して畫一のものとなれば害を見るの常にして即ち學生が試驗の爲めにするの念薄ければ學問の功は却て著るく試驗掛が其力を用ふるゝと寬なれば被試者の學術は却て正當ゝ試みらるゝものと知る可し蓋し往時の試驗法は實に斯の如きゝ過ぎざりしが三四十年以來試驗病の流行よりして共有樣を一變し無數の試驗は吾人の一身を圍繞し來り遂には試驗掛なる一種の職業を生ず其事たるや將棊の技の如く尋常ならざる熟練巧智を要するものとなりて今は主試者被試者ともに其技ゝ堪能し被試者の最も熟練なる者ゝ至ては其試驗を經過するに容易あるゝと昔時の大學者と雖も遠く及ばざる所ありギッボンの如きも今日に在らしめあば歷史科の試驗に落第しウェルリントンも陸軍學校に入る能はずベルク共人も時間を限りて幾種の問題を即答するの試驗には必ず高點を得るゝと能はざるならん此ゝ至りて流弊も亦極れりと云ふへし（以下中略）

然らば則ちゝれを救正するの方法如何と云ふに余の所見を以てすれば下の如くある可し曰く現行の試驗は其數、多きに過ぐるが故に宜しく之を減少す可し、試驗掛ゝ一層の時間と餘裕とを與ふ可し、成る可く敎師をして自ら試驗の事に任せしむ可し、試驗をして一種特別の職業とあさしむ可らず、試驗掛をして生徒と併せて敎師をも試驗せしむ可らず而して學問あるものは金錢其他の報酬なしと雖も自ら之を硏究す可きものたるゝとを覺悟し信を敎師に置て授業と試驗とを彼ゝ任じ就中學生を信用し彼を獎勵して智識を求むるが爲め自身及び公益の爲めに勉强せしめ以て學生が名利の爲めに學ぶの氣風を矯むるゝとを得ば或は今の敎育社會の流弊を一洗するに足るべき歟　（畢）

官報

朕陸軍將校生徒試驗委員條例中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治廿二年三月十一日　內閣總理大臣伯爵黑田清隆

陸軍大臣伯爵大山巖

勅令第三十一號

陸軍將校生徒試驗委員條例第一條左ノ通改正ス

第一條　試驗委員ハ士官學校生徒ノ將校試驗、幼年學校生徒ノ終末試驗、士官候補生幼年學校生徒志願者ノ試驗及ヒ一年志願兵志願者ノ學術試驗ヲ行フモノニシテ將校學校監ニ隷ス

勅令第三十一號參照

勅令第三十一號陸軍將校生徒試驗委員條例（明治二十年十二月二十九日官報）抄錄

第一條　試驗委員ハ士官學校生徒ノ將校試驗、幼年學校生徒ノ終末試驗、士官候補生及ヒ幼年學校生徒志願者ノ試驗ヲ行フモノニシテ將校學校監ニ隷ス

○敍任及辭令

理科大學敎授理學博士　寺尾壽
萬國測地學協會委員ヲ命ス

帝國大學總長　渡邊洪基
明治二十二年尋常師範學校尋常中學校高等女學校敎員檢定委員長ヲ命ス

文科大學敎授文學博士　外山正一
理科大學敎授理學博士　菊池大麓
文部省參事官　服部一三
高等師範學校敎諭　高嶺秀夫
文部省參事官　江木千之
（各通）
明治二十二年尋常師範學校尋常中學校高等女學校敎員檢定委員ヲ命ス

文部省參事官兼文部省專門學務局次長　杉浦重剛
非職ヲ命ス（以上三月九日文部省）

文部省參事官兼文部省會計局次長　手島精一
非職ヲ命ス（三月十一日同）

遞信書記官　飯山正秀
左ノ各遞信管理區內巡廻ヲ命ス
岡山　松江　丸龜

東京商船學校長　中村六三郎
大坂府兵庫縣へ出張ヲ命ス（以上三月十一日遞信省）

○文科大學入學第二外國語の程度　文科大學ゝ於ては

同大學に……
爵と爲す……
るを要す……
左ニ揭ク……
第一……
第二……
第三……
試驗ヲ分……
甲、筆記……
一、……
二、……
三、……
乙、口述……
一……
二……

○歲入歲出豫算案說明（去る十日の續き）

國債準備其他

科目	二十二年度	二十一年度	二十年度
國債	二四八、三二六、六六九、五〇〇	二四五、九二一、二〇七、〇〇〇	二四一、四九一、二四九、〇〇
新公債	一〇、五六一、二七五、〇〇〇	一〇、五七一、二七五、〇〇〇	一〇、五九一、二七五、〇〇
金札引換公債	四、〇二四、六〇〇、〇〇〇	四、五一八、四五〇、〇〇〇	五、七六六、〇五〇、〇〇
金札引換無記名公債	七、九二九、九〇〇、〇〇〇	七、九二九、九〇〇、〇〇〇	七、九二九、九〇〇、〇〇
金祿公債	一〇〇、一六二、〇二〇、〇〇〇	一二二、二一五、八七五、〇〇〇	一五四、九二五、六八五、〇
起業公債	一〇、七二〇、二〇〇、〇〇〇	一〇、七三〇、三五〇、〇〇〇	一〇、七四〇、三五〇、〇〇
中山道鐵道公債	二〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
海軍公債	一三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
整理公債	五八、二五六、三〇〇、〇〇〇	三四、八九九、四〇〇、〇〇〇	一、三二五、〇五〇、〇〇
外國公債	六、四三〇、三七六、〇〇〇	六、九九四、五〇四、〇〇〇	七、五二二、〇三二、〇〇
征討費借入金	一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
舊公債	七、二四一、九九八、五〇〇	七、四六一、四五三、〇〇〇	七、六八〇、九〇七、五〇
舊神官社寺祿公債	〇	〇	〇
紙幣 一圓以上	三八、四二九、六〇九、〇〇〇	五五、二六三、〇六四、六〇〇	六七、二六三、二七四、六〇
紙幣 五十錢以下	八、三六、四七七、四〇〇		
準備	一五、一五八、九九三、四七七	二四、八八五、三〇九、〇三八	三七、〇四三、四一九、一七
貸付	九、六三八、〇一四、六六三	一〇、九九七、一四九、七三三	一八、二四二、一六九、六五
官業資本金	六、五八三、九〇五、二七四	六、〇九四、七一三、三四八	〇
中央儲蓄金	三、八二〇、五一七、〇七七	三、四五三、一三三、八三五	三、〇六九、七〇一、九七
別途金	一、四五一、四九五、三七六	一、三六七、九七二、八七六	一、二九〇、六五六、〇四

表中前年度ニ對シ增減ヲ生シタル重要ノモノ左ノ如シ

一國債高ノ增加セシハ各公債ヲ償却セシカ爲メ二千三百三十五萬三千五百五十七圓五十錢ヲ減少スト雖モ本期間ニ於テ明治十九年六月勅令第四十七號海軍公債證書條例ニ據リ發行セシモノアルカ爲メ二百萬圓同年十月勅令第六十六號整理公債條例ニ據リ發行セシモノアルカ爲メ二千三百七十五萬六千九百圓事故アリテ公……十圓合計……ヨリ差引……公債ノ償……償ヲ發行……カ故ナリ

一紙幣流通高……

(英量) 封度(ポンド) 凡我百二十目九分　本(トレーン) 凡我十三貫五百四十七匁五分　噸(トン) 凡我二百七十貫九百五十目

(英尺) 呎(フート) 凡我一尺〇五厘八毛　碼(ヤード) 凡我三尺〇一分七厘　哩(マイル) 凡我十四町四十五間一尺

橫濱港郵便汽船發著

到著地	出發船名	出發日	出發地	來著船名	來著日
歐洲 濠洲 歐洲		三月十七日 四月三日	香港 歐洲	パースア	三月十四日

○京濱鐵道　新橋發車時刻　●印ハ國府津下リ直行　新橋發(下リ)午前○六時四十分、七時四十分●八時卅五分(急行)九時四十五分●十一時○午後十二時十五分●一時三十分、二時四十五分●四時(急行)五時●六時十五分、七時卅五分、八時四十五分、十時、十一時十五分急行○橫濱發(上リ)午前六時三十分、七時三十分、八時四十五分急行、九時四十五分、十一時○午後十二時十五分、一時卅五分、二時四十五分、四時五分急行、五時、

……津發(下リ)午前……分、午後七時十五……

○上州鐵道發車時……一時四十分、午後……五十分、午後一時……